

欠格事由非該当誓約書（法人）

当法人の役員又は使用人は、「家畜改良増殖法第 25 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 4 号」に規定する家畜人工授精所の開設の許可の欠格事由に該当しないこと、今後当法人の役員又は使用人が絶対的欠格事由又は相対的欠格事由に該当することになった場合は、埼玉県知事に報告することを誓約します。

年 月 日

住所

名称